

令和 6 年度
公認 中級 パラスポーツ 指導員 養成 講習会
開催要項

1. 目的 障がい者及び障がい者スポーツに対し、必要な知識と技能を有するパラスポーツ指導員を養成することにより障がい者のスポーツの発展を促し、名古屋市障害者福祉の向上に資することを目的とする。
2. 主催 社会福祉法人 名古屋市総合リハビリテーション事業団
3. 後援 公益財団法人日本パラスポーツ協会
4. 協力 名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会
5. 期間 令和 6 年 7 月 29 日（月）～8 月 1 日（木）
6. 会場 ◆名古屋市障害者スポーツセンター
〒465-0055 愛知県名古屋市名東区勢子坊二丁目 1501 番地
Tel 052-703-6633 Fax 052-704-8370
web サイト <https://www.nagoya-rehab.or.jp/sports/index.html>
7. 講習内容 21.5 時間の講義と、8 時間の実技を実施する。
また、講習後に活動実績報告レポートを提出し、全課程の修了とする。

<講義>

①障がい各論（11.5 h 以上）
②パラスポーツ概論（2 h）
③全国障害者スポーツ大会の概要（2 h）
④補装具の理解（1.5 h）
⑤地域でのパラスポーツの取り組み（3 h）
⑥障がい者にとってのスポーツの価値（1.5 h）

<実技>

①車いすとスポーツ（2 h）
②視覚障がい者とスポーツ（2 h）
③脳原性麻痺者とスポーツ（2 h）
④障がい特性に応じた水泳への導入法（2 h）

<活動実績報告>

レポート提出（講習会后）

8. 受講対象者

- 1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者のうち、以下の資格保有者であり、初期登録から 3 年以上経過している者。

コーチ 1（旧:指導員）、コーチ 2（旧:上級指導員）、コーチ 3（旧:コーチ）コーチ 4（旧: 上級コーチ）教師、
上級教師、ジュニアスポーツ指導員、フィットネストレーナー、スポーツプログラマー、スポーツドクター、スポーツメンテニスト、
アスレチックトレーナー、スポーツ栄養士、クラブマネージャー、アシスタントマネージャー

- 2) 受講後、「名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会」会員として登録し活動できる者。

9. 定員 30 名※定員を超えた場合は、抽選とします。

1 0. 受講料 16,000 円 受講料は初日受付にてお支払いください。

講習にあたっては指定のテキスト[改訂版 障がいのある人のスポーツ指導教本(初級・中級)2020 年改訂カリキュラム対応(令和 5 年 3 月 20 日第 1 刷発行)、(公財)日本パラスポーツ協会 編、(株)ぎょうせい 発行]および[令和 6 年度 全国障害者スポーツ大会競技規則集(公財)日本パラスポーツ協会 編]の 2 冊を使用します。すでにお持ちの方は、申込フォームにてお知らせください。

受講料は、初日の朝に講習会受付へお支払いください。

令和 6 年 7 月 15 日(月・祝)以降のキャンセルについては、キャンセル料(テキスト代)がかかる場合があります。

1 1. 申込み・問合せ

右の QR コードをスマホで読み取り、申込フォームにて申込みを行なう。

※QR コードが読み取れない場合はこちらの URL から申込フォームに入ってください。

<https://www.nagoya-rehab.or.jp/portal/faq2/2000141.html>



申込期間：令和 6 年 5 月 2 日(木)～5 月 31 日(金)

◆問合せ先 名古屋市障害者スポーツセンター スポーツ振興課
〒465-0055 愛知県名古屋市名東区勢子坊二丁目 1501 番地
TEL：052-703-6633 FAX：052-704-8370
E-mail：shinko@nagoya-rehab.or.jp

1 2. 受講者の決定

1) 申込フォームに入力された内容及び活動実績を確認し、受講者を決定する。

ただし、定員を超えた場合には抽選を行う。ただし愛知県在住者は優先する。

2) 受講の可否については、本人宛に通知する(申込期間終了後、14 日以内に郵送)。

※申込み締切日より 3 週間を超えて通知が届かない場合は必ず事務局までご連絡ください

1 3. 資格申請について

資格申請は、活動実績レポートの提出後、所定の申請書類の提出と資格申請費用(認定料・申請料 5,500 円、登録料 3,800 円の計 9,300 円)の納入をもって完了とする。

①日本パラスポーツ協会 認定料・申請料 5,500 円 登録料 3,800 円

②名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会 年会費 1,000 円

受講料と別途、合計 10,300 円が最終日に必要となります。

1 4. その他

・公共交通機関でお越しください。

・講習会には実技が含まれるため、内容に応じてスポーツウェア、シューズ、水着等を用意すること。

(実施する講習内容や準備物については、受講の決定を通知する際に事務局より連絡する)

・傷害保険については、受講者に対して主催者にて一括で加入する。(別途さらに保険加入の方は各自で加入すること)

【パラスポーツ指導者とは…】多様な障がい者のスポーツ活動に対応するため、福祉・医療・体育学・パラスポーツ独自の知識を活かし、パラスポーツ活動の援助を行いながら安全に指導し、スポーツを通じて生活の質の向上等に寄与することを責務としています。資格取得後は名古屋市障がい者スポーツ指導者協議会に登録し、上記を踏まえた活動ができます。

